平成２７年（フ）第９７７号
千葉県市原市島野1909番地６
債務者　小峰としみ
１　決定年月日時　平成27年12月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第９９８号
千葉県船橋市高根台６丁目24番12号ヴィラ高根台203号
債務者　平塚　伸幸
１　決定年月日時　平成27年12月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１００５号
千葉県市川市行徳駅前２丁目21番22―3036号（行徳マンション）
債務者　沼田　和夫
１　決定年月日時　平成27年12月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第４２０号
相模原市緑区太井361番地20
債務者　山内　隆幸
１　決定年月日時　平成27年12月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第４２８号
相模原市緑区若柳656番地７
債務者　山本美津子
１　決定年月日時　平成27年12月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第４４３号
相模原市緑区相原６丁目12番26号　南開ハイツＢ203号
債務者　竹内　宏行
１　決定年月日時　平成27年12月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第４４７号
相模原市南区相模大野１丁目11番８号
債務者　泉　　貴大
１　決定年月日時　平成27年12月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第４５１号
神奈川県座間市立野台３丁目25番31号
債務者　鈴木　年樹
１　決定年月日時　平成27年12月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第４５２号
相模原市南区東林間５丁目６番11号　マンションビレッヂ405
債務者　池田　洋輔
１　決定年月日時　平成27年12月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第３３０号
静岡県三島市徳倉1016番地の３　県営北上団地Ｂ―103、前住所静岡県裾野市佐野376番地ガーデンパレス403
債務者　間　亜由美（旧姓本間）
１　決定年月日時　平成27年12月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第３４５号
京都府宇治市槇島町大川原35番地の５　槇島大川原団地１棟509号
債務者　清野　栄子
１　決定年月日時　平成27年12月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第８７１号
京都市西京区上桂北村町243番地　リヴィエール・ミヤ301
債務者　杉村亜友子
１　決定年月日時　平成27年12月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第９８６号
京都府八幡市橋本糸ケ上46番地の13
債務者　田代　良三
１　決定年月日時　平成27年12月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第９９９号
京都市伏見区深草川久保町11番地の16
債務者　清水開発こと清水善弘こと　卞　　弘九
１　決定年月日時　平成27年12月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１００８号
京都市伏見区石田森東町23番地２　いわたの森市営住宅２―203、住民票上の住所京都府舞鶴市字福来425番地
債務者　大機　卓也
１　決定年月日時　平成27年12月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１０３７号
京都市伏見区深草西浦町６丁目65番地１　深草団地２―308
債務者　西方　健司
１　決定年月日時　平成27年12月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１０６２号
京都市伏見区小栗栖中山田町60番地　府営住宅小栗栖西団地14―101
債務者　中尾永一郎
１　決定年月日時　平成27年12月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係